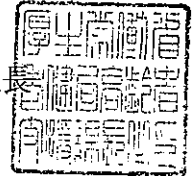


大

老高発0930第1号
老老発0930第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年三月八日老企第四十号）」の一部改正
別紙1のとおり改正する。

- 2 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第43号）」の一部改正
別紙2のとおり改正する。

- 3 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第44号）」の一部改正
別紙3のとおり改正する。

- 4 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第45号）」の一部改正
別紙4のとおり改正する。

- 5 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成十八年三月三十一日老計発 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）」の一部改正
別紙5のとおり改正する。

○ (別紙 1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成十二年三月八日老人介護等改革法第四十号) (抄) (傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第二 居宅サービス単位数表 (短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分) 及び施設サービス単位数表</p> <p>3 短期入所療養介護費を算定するための基準について</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。</p> <p>イ c. 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 (介護老人保健施設等) 及び施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号) 又は指定介護療養型医療施設 (平成十一年厚生省令第四十一号) 第二項第一号イ(3)(i)、第四十号第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一号第一号イ(3)(i) (指定短期入所療養型医療施設) (「ユニット型個室」という。) の利用者に対して行われるものであること。</p>	<p>第二 居宅サービス単位数表 (短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分) 及び施設サービス単位数表</p> <p>3 短期入所療養介護費を算定するための基準について</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。</p> <p>イ c. 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 (介護老人保健施設等) 及び施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号) 又は指定介護療養型医療施設 (平成十一年厚生省令第四十一号) 第二項第一号イ(3)(i)、第四十号第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一号第一号イ(3)(i) (指定短期入所療養型医療施設) (「ユニット型個室」という。) の利用者に対して行われるものであること。</p>
<p>d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費 (介護老人保健施設等) が、ユニット第二項第二号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九号イ(3)(ii)、第四十号第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一号第一号イ(3)(i) (指定居宅サービス等) の一部を改正する省令 (平成十七年厚生労働省令第三十九号) 以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。) 附則第一項又は第七号第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) を満たすものに限る。) (「ユニット型個室」という。) の利用者に対して行われるものであること。</p>	<p>d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費 (介護老人保健施設等) が、ユニット第二項第二号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九号イ(3)(ii)、第四十号第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一号第一号イ(3)(i) (指定居宅サービス等) の一部を改正する省令 (平成十七年厚生労働省令第三十九号) 以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。) 附則第一項又は第七号第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) を満たすものに限る。) (「ユニット型個室」という。) の利用者に対して行われるものであること。</p>

イ(3)(i)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

- 6 介護保健施設サ一ビス
- (5) 介護保健施設サ一ビス費を算定するための基準について
① 介護保健施設サ一ビス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。)、「ユニツト型個室」という。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(ii) (指定居室サ一ビス基準改正省令附則第五條第一項第一号イ(3)(i)を満たすものを除く。)) (「ユニツト型個室」という。))
を満たすものに限るものとし、同
の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護療養施設サ一ビス
- (9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サ一ビス費、診療所型介護療養施設サ一ビス又は認知症疾患型介護療養施設サ一ビスのそれぞれ所定の員数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。
① 介護療養施設サ一ビス費、療養型経過型介護療養施設サ一ビス費、ユニツト療養型介護療養施設サ一ビス費又はユニツト療養型経過型介護療養施設サ一ビス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで)療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

- b ユニツト型の場合
(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とすること。
(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

- 6 介護保健施設サ一ビス
- (5) 介護保健施設サ一ビス費を算定するための基準について
① 介護保健施設サ一ビス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(i) (指定居室サ一ビス基準改正省令附則第四條第一項第一号イ(3)(i)を満たすものを除く。)) (「ユニツト型個室」という。))
を満たすものに限るものとし、同
の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(ii) (指定居室サ一ビス基準改正省令附則第四條第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものを除く。)) (「ユニツト型個室」という。))
を満たすものに限るものとし、同
の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護療養施設サ一ビス
- (9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サ一ビス費、診療所型介護療養施設サ一ビス又は認知症疾患型介護療養施設サ一ビスのそれぞれ所定の員数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。
① 介護療養施設サ一ビス費、療養型経過型介護療養施設サ一ビス費、ユニツト療養型介護療養施設サ一ビス費又はユニツト療養型経過型介護療養施設サ一ビス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで)療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

- b ユニツト型の場合
(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 一三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。
(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号及びびり）
イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

- b ユニット型の場合
- (c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (i) 一〇・六五平方メートル以上とすこと。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上とすこと。
 - (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号及びびり）
イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

- b ユニット型の場合
- (c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (i) 一三・三平方メートル以上を標準とすこと。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上を標準とすこと。
 - (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

改正後	現行
<p>第五 3 ユニツト型指定介護老人福祉施設 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニツト型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 ユニツト型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）とすること。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とすることは二・三平方メートル以上とする。</p> <p>ロ ユニツト型個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていけば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>	<p>第五 3 ユニツト型指定介護老人福祉施設 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニツト型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 ユニツト型個室 床面積は、一三・二平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）とすること。 ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニツトを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときは、前期の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。 なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニツト（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とすることは二・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>ロ ユニツト型個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていけば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切られて窓のない居室を設けたとしても準個室として認められない。
また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるといえず、準個室として認められないものである。
入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切られて窓のない居室を設けたとしても準個室として認められない。
また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるといえず、準個室として認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準として、いることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であつても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

改正後	現行
<p>第五 3 ユニツト型介護老人保健施設設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) ④ 設備の基準</p> <p>ニ 療養室（第一号イ）</p> <p>ユニツト型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使用した筈などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニツト型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とする。身回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とする。</p> <p>b ユニツト型個室</p> <p>ユニツトに属さない療養室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養</p>	<p>第五 3 ユニツト型介護老人保健施設設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) ④ 設備の基準</p> <p>ニ 療養室（第一号イ）</p> <p>ユニツト型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使用した筈などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニツト型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、一三・二平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とする。身回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とするのが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、建物の構造や敷地上的制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で一三・二平方メートル未満であつても差し支えないとする趣旨である。</p> <p>なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準として、前記と同様の趣旨である。</p> <p>b ユニツト型個室</p> <p>ユニツトに属さない療養室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養</p>

室内に洗面所が設けられ、ときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられ、ときはその面積を除く。)とすこと。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても準個室として認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に増築されたものを除く。)(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準)とするものであれば足りるものとする(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成十七年厚生労働省令第百三十九号)附則第五条)。

ここで「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上)とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に増築又は改築されたものを除く。)にあっては、建物の構造や敷地上的な制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で一〇・六五平方メートル未満(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル未満)であつても差し支えないとする趣旨である。

室内に洗面所が設けられ、ときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられ、ときはその面積を除く。)とすこと。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても準個室として認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準)とするものであれば足りるものとする。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人

部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準として
いることについては、二一・三平方メートル以上とするこ
とが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する介護
老人保健施設が、その建物を同日以降に改修してユニット
を造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的の制約など特
別の事情によって当該面積を確保することが困難であると
認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二
一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣
旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを
造る場合に、療養室がaの要件を満たしていれば、ユニッ
ト型個室に分類される。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを
造る場合に、療養室がbの要件を満たしていれば、ユニッ
ト型個室に分類される。

改正後	現行
<p>第五 3 ユニツト型介護療養型医療施設 設備の基準 (基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条) (4) 病室の面積等 ⑤ 病室の面積等 ユニツト型指定介護療養型医療施設では、居室に近い居住環境のうち、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。 ユニツト型個室 一の病室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (病室内に洗面所が設けられているときは、その面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすることと、身の回りの品を保管することとができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上とする。ユニツト型個室 ユニツトに属さない病室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。</p>	<p>第五 3 ユニツト型指定介護療養型医療施設 設備の基準 (基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条) (4) 病室 (第一号イ) ⑤ 病室の面積等 ユニツト型指定介護療養型医療施設では、居室に近い居住環境のうち、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 ユニツト型個室 一の病室の床面積は、一三・二平方メートル以上 (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) を標準とすることと、身の回りの品を保管することとができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。 ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とするのが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設 (建築中のものを含む。) が同日において現に有しているユニツト (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であつても差し支えないとする趣旨である。 なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設 (建築中のものを含む。) が同日において現に有しているユニツト (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。 また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準として、ユニツト型個室</p>

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

。病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは、二一・三平方メートル以上を標準）とするものであれば足りるものとする（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第七条）。

ここで、「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上）とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル未満）であつても差し支えないとする趣旨である。

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

。病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていくことについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

	改正後	新旧
第三六	<p>地域密着型サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設 5 (2) 設備に関する要件(基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) 二 居室の床面積等 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使用した算簡などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニツト型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とす また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合、また、入居者とのサービス提供上必要と認められる場合として、<u>二・三平方メートル以上と</u>すること。</p>	<p>地域密着型サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設 5 (2) 設備に関する要件(基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) 二 居室の床面積等 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使用した算簡などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニツト型個室 床面積は、一三・二平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とすること。</p>
(ロ)	<p>ユニツト型準個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合においては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室では、一定程度以上の大きさの窓が必須であることから、多床室を仕切った窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>	<p>(ロ) ユニツト型準個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合においては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室では、一定程度以上の大きさの窓が必須であることから、多床室を仕切った窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるとはいえず、準個室とは認められないものである。
入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上とするこ

と。
なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるとはいえず、準個室とは認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。